令和８年（フ）第１１２８号
仙台市泉区桂２丁目11番地の５
債務者　伊藤香菜子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１３２号
仙台市青葉区折立１丁目13番６号　レオパレスエスポワール折立Ⅰ―105
債務者　成田幸志郎
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１４６号
仙台市太白区大野田３丁目３番27―205号
債務者　齊藤　有沙
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１６９号
宮城県多賀城市八幡４丁目２番20号
債務者　長谷川奈保子
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２４１号
仙台市青葉区南吉成４丁目13番地の14　グランダー南吉成201
債務者　庄子　礼奈（旧姓竹田）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１２４６号
宮城県多賀城市留ケ谷２丁目２番１号　ロワジールＫ305号
債務者　鈴木　友佳
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６５号
宮城県石巻市開北１丁目11番13号、前住所宮城県仙台市宮城野区銀杏町11番26号　ひらく荘203
債務者　西村　香奈
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２１７号
秋田市御野場七丁目１番１―106号
債務者　吉田　幸恵
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２号
福島市御山字田中29番地の10ニュー・マヤオーレ201
債務者　岡本　由美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３６８号
茨城県水戸市大串町155番地の11
債務者　小川　龍仁
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第３７５号
茨城県笠間市押辺2709番地375
債務者　秋山ニコラス
1　決定年月日時　令和８年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１２７８号
東京都八王子市南大沢３丁目４番地７―404
債務者　大西　百恵（旧姓塚原）
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８６４号
川崎市幸区東古市場36番地４　幸リバーサイドマンション　203
債務者　佐藤　謹一
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８７０号
川崎市川崎区本町２丁目10番地15　トップ川崎第５　405
債務者　須田講三郎
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
岐阜県本巣市三橋91番地３
債務者　西田　未央
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第３９１号
岐阜市石谷616番地17、申立時の住所岐阜市東改田再勝286番地　ベーシックハウスＢ棟203、（住民票上の住所）岐阜県可児市土田3993番地１
債務者　曽我　明治
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
岐阜地方裁判所

令和８年（フ）第２０１号
静岡県富士市原田1201番地の２　後藤アパート205号
債務者　八巻　清志
1　決定年月日時　令和８年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月28日まで
静岡地方裁判所富士支部